

ネーミングライツQ&A集（よくある質問）

分類	No.	質問	返答
応募申込	Q1	申込方法を教えてください。	<p>本市ホームページから募集要項、申込書等の必要書類を印刷してください。 ホームページから印刷できない場合は、地域創生課の窓口での配布も可能です。</p> <p>➡ 提出書類としては、①申込書 ②申込にかかる誓約書 ③法人等の概要を記載した書類(任意様式) ④法人の登記事項証明書 ⑤市町村税の滞納が無い事の証明(発行3ヶ月以内のもの) ⑥直近3年分の決済関係書類、全6部の提出をお願いします。</p> <p>※申込前になるべく現地説明会にご参加ください。</p>
応募申込	Q2	応募期間、質問受付期間、現地説明会の日程を教えてください。	<p>➡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募期間 7月 1日(金)～8月 1日(月) ・質問受付期間 7月 1日(金)～7月22日(金) ・現地説明会 7月 4日(月)～7月29日(金) <p>※質問及び現地説明会の申し込みは書面にてお願いします。</p>
応募申込	Q3	申込書等の書類は送ってもらえますか？	<p>➡ 本市ホームページから必要書類はダウンロード出来ますので、なるべくそちらをご利用ください。 印刷できない場合は郵送可能ですが、お時間を頂きますことをご了承ください。</p>
応募申込	Q4	申込書は、郵送してもいいですか？	<p>➡ 期限内に必要な書類が全て到着すれば大丈夫ですが、書類不備の恐れや到着遅延の恐れもございますので、地域創生課に直接ご持参いただくことをおすすめします。 なお、郵送の場合は必ず書留や配達記録郵便(消印有効)など記録の残る方法でお送りください。</p>
事業制度 ガイドライン	Q5	施設によって、契約期間が違うのはなぜですか？	<p>➡ 愛称の定着、看板設置費用の負担等を考慮し、原則、令和8(2026)年度までとしておりますが、幸楽荘3施設については、指定管理者との指定管理業務の委託期間の残存期間を考慮し、令和7(2025)年度までとしております。</p>
応募申込	Q6	申込状況は教えてもらえますか？	<p>➡ 申込状況の公表、お問い合わせへの回答はいたしません。</p>
事業制度 ガイドライン	Q7	申し込めるのは企業だけですか？	<p>➡ いわゆる会社だけでなく、法人格を有する団体とし、社団法人、財団法人、NPO法人等各種法人も応募可能です。個人の方は、お申込みいただけません。 市内外は問いません。</p>
事業制度 ガイドライン	Q8	愛称に使えるのは、企業名か商品名だけですか？	<p>➡ 企業名、商品名、ブランド名及びキャッチコピーなど、ご希望される愛称でご応募いただくことができます。 選考基準には、「愛称のわかりやすさ・親しみやすさ・施設の目的とイメージの整合」がございますので、ご注意ください。</p>
事業制度 ガイドライン	Q9	登録商標されていない名称でも表示可能ですか？	<p>➡ 可能です。審査委員会において「足利市広告掲載に関する運用基準」及び「足利市広告掲載事業要綱」に照らし合わせ、問題ないと判断されれば表示可能となります。</p>
応募申込	Q10	募集期間内に応募がなければどうするのですか？	<p>➡ 募集を一度締切り、一定期間経過後に通年募集に切り替えま す。必要に応じてネーミングライツ料や条件の見直しを行い、施設ごとに対応していく予定です。</p>
事業制度 ガイドライン	Q11	ネーミングライツの契約期間は、変えられますか？	<p>➡ 期間は、募集要項に記載した期間でお願いします。延長も短縮もできません。</p>
事業制度 ガイドライン	Q12	ネーミングライツ料の金額は、決められているのですか？	<p>➡ 募集要項に記載した募集ネーミングライツ料の金額以上でお申込みください。 下限はありますが、上限はありません。</p>
事業制度 ガイドライン	Q13	消費税率が変更されるとネーミングライツ料は、変更されますか？	<p>➡ 税込みの年額となっておりますので、契約期間中に税率の変更があった場合にも契約締結したネーミングライツ料の変更はありません。</p>
事業制度 ガイドライン	Q14	契約期間終了後、パートナー企業が引き続き契約を継続できますか？	<p>➡ 施設の愛称が頻繁に変更になることを避ける為、なるべく継続できるよう現契約企業が優先的に交渉する候補者となることができます。 ただし、更新時においても応募書類提出の上審査委員会での審査は実施します。</p>

ネーミングライツQ&A集（よくある質問）

分類	No.	質問	返答
事業制度 ガイドライン	Q15	指定管理者がいる施設についての進め方は？	➡ 対象施設が指定管理者制度導入施設の場合、指定管理者の不利益にならないように留意して実施の判断をします。 今回、指定管理者を優先交渉権者とはしませんが、応募は可能です。
事業制度 ガイドライン	Q16	ネーミングライツ・パートナーになると企業はどんなことができますか？	➡ 看板等の設置や案内表示の変更、パートナー企業のホームページ等でネーミングライツ・パートナーである事を広報することができます。 ◆市と協議の上、施設において販売促進活動やポスターの掲示ができます。 ※常設店舗の設置などの営業行為はできません
応募申込	Q17	複数施設への応募はできますか？	➡ 可能です。提出書類としてはQ1と同様とし、①申込書 ②誓約書は施設ごとに記入、提出してください。③以降の書類に関しては原本1部、他は写しで提出可能とします。
施設について	Q18	① 既存の看板が、どこに何か所あるのか教えてもらえますか？ ② 看板の変更費用は全て企業が負担するのですか？ ③ 看板の設置には、どのくらいかかるのですか？	➡ ① 看板の位置、数につきましては、現地説明会でのご確認をお願いします。 ② 看板の表示変更等については、企業に施工いただき、費用もご負担いただけます。 ③ どの看板を変更するのかにつきましては、協議のうえご選択いただけます。 必ずしも全てを変更してもらうものではありません。 ③ 看板の交換費用につきましては、材質や形状、大きさにより変動しますので、市では把握しておりません。
施設について	Q19	看板の設置は、いつからできますか？	➡ 施設の管理する看板の設置につきましては、契約締結後、どのような看板を設置するのか関係課との協議が整った段階で、施工いただけます。
施設について	Q20	道路にある施設の案内標識についても、変更できますか？	➡ 基本的には施設内の看板や案内表示の変更を想定していますが、道路上の案内標識の変更のご希望がある場合は、道路管理者に協議させていただきます。 ただし、協議に時間を要したり、道路管理者から標識変更の許可が出ない場合もありますのでご了承ください。 ◆費用負担及び施工は、パートナー企業側でお願いします。道路管理者への手続きにつきましては、市も協力いたします。
施設について	Q21	現地説明会の日時の調整と決定については？	➡ 書面で提出いただいた第3希望までの中から、電話にて担当者間で調整し、決定した日程を確認の為メールまたはFAXでお送りします。
審査会	Q22	審査委員会のメンバー構成は？	➡ 副市長を委員長、総合政策部長及び行政経営部長を副委員長とするほか関係課長で構成します。
事業制度 ガイドライン	Q23	選定基準は、教えてもらえますか？	➡ 選定基準は① ネーミングライツ料、② 愛称のわかりやすさ・親しみやすさ・施設の目的とイメージの整合、③ 企業の安定性と実効性(確実に契約を遂行できるか?) ④企業の地域貢献や地域振興に対する理念等で点数評価します。 詳しい採点基準等はガイドラインをご覧ください。
事業制度 ガイドライン	Q24	契約後、市はどのように愛称を周知してくれるのですか？	➡ ① ホームページやSNS、広報あしかがみ、マスコミなどに愛称を広く紹介します。 ② 積極的に愛称を使用し、イベント等が開催される際には、主催者、マスコミ等に対しても愛称で広報するようお願いいたします。